

第31回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和2年1月6日(月)午後1時30分より、第31回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

2番 多田 岳史 3番 徳田 明子 4番 中林 和夫 5番 古川 嘉嗣
6番 井内 英樹 7番 多羅尾 英樹 9番 辻 四一郎 11番 高田 悦和
12番 小島 佳剛 13番 水主 哲寛 14番 山本 晃一郎

(欠席委員)

1番 久世谷 幸治 8番 中西 秀友 10番 吉田 利一

(農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平 村田 昇造 江口 淳司 水谷 修 北村 嘉朗

(事務局)

土肥 局長 西村 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は吉田会長、久世谷委員、中西委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 1 名、欠席委員 3 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、山本会長職務代理者、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から、第 3 1 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、水主委員、多田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、辻委員、水主委員です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 4 件をご説明申し上げます。</p> <p>【第 1 号議案、 1 番から 4 番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号 1 から番号 4 につきましては、いずれも譲渡人は高齢により営農が困難になったため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権の移転を行うものです。</p> <p>以上 4 件につきましては、譲受法人が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>報告します。去る 1 2 月 2 3 日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p>

	<p>番号1の安田町 の利用状況ですが、水稲の刈り取り後に、ロールペーラーで集めた藁が置かれ、適正に管理されていました。</p> <p>番号2の小倉町 、並びに番号3の小倉町 の利用状況ですが、きれいに耕起されていました。</p> <p>番号4の槇島町 の利用状況ですが、草刈りが施されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
小島委員	<p>議案書に記載されている経営面積は、宇治市以外の農地も含めたものですか。</p>
局 長	<p>他市も全て合計した面積です。</p>
小島委員	<p>経営農地はもっと沢山あったように思います。</p>
中林委員	<p>個人で経営されている農地も含めた面積ですか。</p>
局 長	<p>法人で経営されている農地のみの面積です。</p>
小島委員	<p>個人での経営面積を足すとどのくらいになりますか。</p>
局 長	<p>別経営体ですので、すぐには数字が出ません。お調べいたします。</p>
水谷推進委員	<p>個人で経営されている農地の面積は足さないんですか。</p>
局 長	<p>経営体が異なりますので、別々に登録されています。</p>
多羅尾委員	<p>3条許可の要件にある適切に管理する農地に、今までに譲り受けた農地は含まれているんですか。</p>
局 長	<p>今までに譲り受けられた農地も含めて、全ての農地を適正に管理していただく必要があります。</p>
多羅尾委員	<p>適切に管理されているかどうかは、事務局が現地確認しているんですか。</p>

局 長	<p>そうです。</p> <p>先ほどご質問のあった譲受法人の個人での経営面積ですが、昨年5月の時点では52,647㎡の農地を経営されています。その後、他市で新たに農地を購入されていけば更に増えているかもしれません。</p>
小島委員	個人での経営面積を足せば把握しているだけでも7町くらいでしょうか。
議 長	もしかしたら今は10町近くあるかもしれませんね。
徳田委員	沢山の農地を購入されていますが、一体どういう経路で探して売買されているのでしょうか。この方ばかりが頻繁に譲り受けられるのは何故でしょうか。
中林委員	不動産屋からの情報じゃないでしょうか。
局 長	申請には代理人がいらっしゃいます。申請人同士の事前のやり取りは分かりませんので、何らかの方法で売り手を探しておられるのだと思いますが、売買に至ったルートは把握しておりません。
議 長	以前、農地中間管理事業を使って売買されたこともあったかと思います。
局 長	個人で譲り受けされた際に、管理機構を活用されたものもありました。
徳田委員	その時に出てくる集積計画は、この申請には関係ないんですね。
小島委員	不耕作地になっていた農地も買っただけではないようなので、今後どのように活用されるのか、きちんと管理されているか、地元の委員さんにも気を付けて見ていただけたらと思います。
議 長	お近くの委員さん方は、また時折目を光らせておいてください。購入されるのは構いませんが放ったらかしでは困りますので、現況がどうなっていくのか見守る必要はあると思います。
水谷推進委員	購入した農地で何をされるのかということは、農業委員会で把握しておかないといけません。農業を目的として購入されるなら良いですが、これでは農地を財産保全として使っているんじゃないのかと考えてしまいます。これだけの農地なので、自分一人でするわけじゃないでしょう。野菜中心でこれだけの面積を営農

	<p>するのは上手くいくとは思えません。</p>
議 長	<p>法人は4人の従業員を雇っているそうです。</p>
水谷推進委員	<p>外国人の農業研修生は数に入っていないようですね。</p>
議 長	<p>譲受法人は総会でほぼ毎月のように3条許可の議案審議にかかっています。私も、農業委員会としてご事情を聞いておくべきかとは思いますが、代表者の方がどれだけ実際の耕作に関わっているかは分かりませんが、法人代表としてお名前が出ておりますし、個人名義で許可を受けられた農地もあります。市内に沢山の荒廃農地があって、これから益々増えていくことも見込まれる中、今後の集落農業の参考のためにも、一度お話を聞く機会を作ってもらっても良いかもしれません。</p>
水谷推進委員	<p>京都市は議案審議にあたって、当該関係人来てもらって事情を聞いて審議されることもあります。申請全件で来てもらう必要はないですが、農業委員会で事情を聞く権限はあります。</p>
議 長	<p>農業委員会からこのような意見が出ているということで、譲受人にお伝えいただけたらと思います。</p>
局 長	<p>現在、宇治市内で経営されている農地はほぼ田ですが、そちらについて現況に問題はありません。今回初めてネギでの営農計画が1筆出てきましたので、そちらの農地の現況は特に今後の動きを確認していきたいと思えます。</p> <p>疑義がある案件については、当該関係人にお越しいただくという方法もあると思いますが、きれいに管理されている現時点でそう判断するのか否かというのは、もう少し検討が必要だと考えています。</p>
水谷推進委員	<p>ハウスを建てて、野菜を大量に栽培しようとしているはずですよ。</p>
議 長	<p>今回出た意見は申請人に伝えていただくようにいたします。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請</p>

	<p>に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。</p> <p>【第2号議案、1番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1につきましては、農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の出し手に係る利用集積計画でございます。</p> <p>所有権を移転する者は、離農のため、当該農地を譲渡したいとのことであります。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
局 長	
議 長	<p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
水主委員	<p>報告します。去る12月23日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の槇島町 の利用状況ですが、トラクターできれいに耕し、適正に管理されておりました。</p> <p>小倉町 及び の利用状況につきましては、きれいに草刈りが施され管理されておりました。小倉町 の利用状況につきましては、草が残っていましたが、除草剤をかけておりました。枯れてきていたので、その内きれいに処理されると思います。いずれも適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
議 長	<p>三角地はいつも雑草が問題になっておりますが、草は刈られていたんですか。</p>

水主委員	地図番号4はきれいに草刈りされていました。地図番号3は、現在は草が多少目立っていますが、除草剤をかけている状態でした。
議 長	三角地はどこもそうですが、どうにもならないですね。
水主委員	溝で区切られているところもあり、使い勝手はやはり悪いかなと思います。地図番号2についてはきれいに耕されていました。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局より報告願います。
局 長	それでは、「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 【第1号報告、1番を別添議案書をもとに朗読】 番号1につきましては、雨水は自然浸透及び表面排水とし道路側溝へ排水します。 本件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。
小島委員	現況は畑とありますが、茶畑ですか。
局 長	はい、茶畑です。

議 長	一部は別の畑ですね。
多田委員	地図番号3は茶畑ではなかったかもしれません。
議 長	譲渡人は市内の茶農家さんですか。
多田委員	兼業の方だったと思います。大分昔ですが、茶を焙ってほしいと言われたことがあります。
議 長	他にご意見等はございませんか。 なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件はすべて終了いたしました。

(午後2時00分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____